



令和4年度  
(一社) 町田市文化協会  
定時社員総会  
資料

一般社団法人  
町田市文化協会

## 令和4年度 定時社員総会 次第

- 1 日 時 令和4年6月12日（日曜）午前10時30分～
- 2 場 所 レンブラントホテル東京町田（東京都町田市原町田3-2-9）
- 3 挨 拶  
（一社）町田市文化協会 会 長 高野宗佳  
町田市長 石坂丈一 様 代理  
町田市文化スポーツ振興部 部 長 篠崎陽彦 様  
（一財）町田市文化・国際交流財団 理 事 長 高橋 豊 様  
（一社）町田市文化協会 常任顧問 大西宣也 様  
〃 顧 問 鷺北秀樹 様

### 4 議 事

報告事項 令和3年度事業報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 令和3年度決算承認の件
- 第2号議案 令和4年度事業計画案及び予算案承認の件
- 第3号議案 理事選任の件

#### 《総会後の懇親会と研修事業》

- ◆ 昼食・懇親会（12時30分～14時20分）
- ◆ 第二回「落語文化に親しむ会」（14時30分～15時30分）

(一社)町田市文化協会令和3年度事業報告

令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和3年

4月3日(土)・4日(日) 2021町田さくらまつり 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4月12日(月) 第1回役員会 於:市民ホール

4月20日(火) 赤塚副市長表敬訪問 文化スポーツ振興部篠崎部長、財団:宗田事務局長  
文化協会:高野会長、浅野目副会長、倉橋副会長、舘山理事(三竹副会長代理) 於:市役所会議室

5月4日(火) 監査 平野 清監事、齊藤千尋監事、岡野理事、鈴木理事等 於:レンブラントホテル東京町田

後援事業

5月16日(日)～令和4年3月20日(日)月例茶会(主催:町田茶道会) 於:文化交流センター

5月24日(月) 第1回理事会は新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言により書面決議とする  
定時総会の報告・決議事項の承認、町田演劇鑑賞会入会承認、定款細則一部変更、顧問選任の件

6月14日(月) 総会にて会報「町田の文化」29号配布 於:市民ホール

令和3年度 一般社団法人 町田市文化協会 定時社員総会

開催日時:令和3年6月14日(月)午前10時～12時

開催場所:町田市民ホール

出席社員数 総社員数:78名 出席社員数:77名(本人出席38名 委任状出席39名)

議長 理事 倉橋幸二

出席役員 理事 小日向佳子(高野宗佳)、浅野目 明人、倉橋幸二、加瀬友一、舘山はるみ、  
岡野美紀子、鈴木京子、池田博一、黒崎聡史

監事 平野 清、齊藤千賀子

出席者 (一財)町田市文化・国際交流財団 鷺北理事長、森専務理事、宗田事務局長  
常任顧問 新井吼優 顧問 春畑陞

報告事項

1. 令和2年度 事業報告
2. 顧問選任の件

決議事項

- 第1号議案:令和2年度決算承認の件  
第2号議案:令和3年度 事業計画案及び予算案承認の件  
全て承認される

6月14日(月) 第1回運営委員会 於:市民ホール  
各団体自己紹介 秋の文化祭について

6月28日(月) 第1回実行委員会 於:市民ホール  
役員・実行委員自己紹介、各事業の役割分担、秋の文化祭等

6月30日(水) 町田市民文化祭「春の催し」第46回市美展反省会及び第47回第1回打合 於:市立国際版画美術館

後援事業

7月18日(日) 夏季吟詠大会 (主催:町田市吟詠連盟) 於:木曾山崎コミュニティセンター

8月6日(金) 町田市民文化祭「春の催し」第47回市美展第2回打合せ 於:市立国際版画美術館

8月9日(月) 第2回運営委員会 於:市民ホール  
文化祭進捗状況確認・陶芸展出品者募集開始、令和4年度文化祭について

後援事業

9月1日(水)～5日(日)第27回アートコンテスト町田市展(主催:町田市美術協会)於:市立国際版画美術館

9月7日(火) 第2回理事会 於:市民ホール  
秋の文化祭、文化協会事務局設置について、舘山副会長承認の件

後援事業

9月7日(火)～12日(日) 第61回町田市書道連盟展(主催:書道連盟) 於:市民ホール

9月11日(土) 第3回運営委員会 於:市民ホール  
文化祭、研修事業「江戸文化の伝統を楽しむ会」、令和4年秋の文化祭について等

9月11日(土) 研修事業「江戸文化の伝統を楽しむ会」出演 林家楽一師匠 於:レンブラントホテル東京町田  
参加者:81名(内訳:紙切り鑑賞とランチ60名 紙切り鑑賞のみ21名)  
演舞:民謡協会、マ・シヤンプルチャリティの会、演劇鑑賞会、吟詠連盟

9月13日(月) 第2回実行委員会 於:市民ホール

9月20日(月) 顧問会 参加者:高野会長・副会長2名、理事、常任顧問2名、顧問2名 於:町田市民フォーラム  
令和4年度文化祭会場について、財団理事長、市長への要望書の件

9月28日(火) 副市長表敬訪問 高橋・赤塚両副市長、篠崎部長、財団宗田専務理事 文化協会:高野会長、  
大西常任顧問他。 令和4年市民文化祭についての要望について 於:市役所会議室

10月6日(水)～11日(月) 第43回町田市民文化祭秋の催し 於:市民ホール  
参加者 延べ約13,000名 スタンプラリー回収 約380枚

10日記念式典 ご来賓:市長、赤塚副市長、財団理事長、議員5名、市議会議員24名、賛助会員20名

10月16日(土) 多摩市民文化祭オープニングセレモニーに倉橋副会長、池田理事出席

10月19日(火) 第4回運営委員会 於:市民ホール  
市民文化祭、新春文化の祭典、令和4年市民文化祭等 他市の文化祭費用等の状況について

後援事業

MOA美術館 町田みんなの児童作品展

10月22日(金)～24日(日) 於:市立国際版画美術館 26日(火)～30日(土) 於:町田市民病院

11月12日(金) 第1回町田さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長・加瀬理事担当) 於:忠生市民センター

11月13日(土)～14日(日) いけばな展～やくしの秋～ 町田華道協会 於:薬師池西園

11月15日(月) 第3回理事会 於:町田市民フォーラム  
令和4年市民文化祭、要望書の回答の件、新春文化、さくらまつり

後援事業

11月23日(火)町田茶道会研修講演会「工芸の国日本」(主催:町田茶道会) 於:市立国際版画美術館

11月29日(月) 第1回近隣4市文化団体情報交換会 於:町田市民フォーラム  
町田市文化協会と八王子市文化連盟、相模原市文化協会、多摩市文化団体連合の現状及び  
市民文化祭について情報交換。出席13名。

12月6日(月) 緊急理事会(第4回) 於:町田市文化交流センター  
新入会団体「合奏研究倶楽部岩田マンドリーノ・シンフォニカ」承認

12月6日(月) 臨時社員総会 午前10時～11時35分 於:町田市文化交流センター  
出席者:正会員38名 委任状33名(定数78名)

理事役員9名、監事2名、顧問3名、(一財)町田市文化・国際交流財団 宗田事務局長

上半期活動報告、「江戸文化の伝統を楽しむ会」収支報告、下半期活動方針、

令和4年秋の文化祭について、「合奏研究倶楽部岩田マンドリーノ・シンフォニカ」入会承認の報告

12月17日(金) 第2回町田さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長・加瀬理事) 於:忠生市民センター  
令和4年

1月8日(土)～10日(月・祝) 第9回新春文化の祭典in鶴川2022 於:和光大学ポプルホール鶴川

3日間延人数 総計1,500名

後援事業

1月15日(土)～16日(日)第61回 町田市小・中学生書初展(主催:書道連盟) 於:市立国際版画美術館  
一般社団法人町田市文化協会会長賞授与

- 1月28日(金) 第3回町田さくらまつり尾根緑道部会 コロナ感染拡大により書面決議
- 1月28日(金) 第2回近隣4市情報交換会 コロナ感染拡大により中止
- 1月29日(土) 賀詞交歓会 参加者95名 於:レンブラントホテル東京町田  
出演団体:フラ協会、シャンソン文化協会、吟詠連盟
- 2月4日(金) 町田市民文化祭「春の催し」第47回市美展第3回打合せ 於:市立国際版画美術館
- 2月14日(月) 第5回運営委員会 於:町田市民フォーラム  
さくらまつり、令和4年度秋の文化祭、文協通信・町田の文化原稿依頼等
- 2月26日(土)～3月6日(日) 町田市民文化祭「春の催し」(第47回市民美術展) 於:市立国際版画美術館  
事業主催:町田市美術協会 町田市書道連盟 幹事団体:町田市美術協会  
入場者 延べ4,862名  
出品数:絵画・版画・デザイン・彫刻、手芸・工芸・写真・人形・いけばな、書道各部門 284点  
メダル受賞者:30年連続2名、10年連続10名
- 3月14日(月) 第5回理事会 於:町田市民フォーラム  
総会に向けて令和4年度事業計画案・予算案の承認、理事の選任について  
加盟団体の改名、文化功労者推薦、令和4年度秋の文化祭について等
- 3月21日(月) 第8回役員会 於:町田市民フォーラム  
さくらまつり最終打合せ、事務局について等
- 3月21日(月) 第3回実行委員会 於:町田市民フォーラム  
令和4年秋の文化祭、さくらまつり、研修事業について
- 3月23日(水) 第3回町田さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長・加瀬理事担当) 於:忠生市民センター
- 3月28日(月) 第47回市美展会計監査 出席者:文化協会高野会長、美術協会宮本会長、美術協会坂本会長  
於:生涯学習センター

この他適宜役員会等を開催しました

文協通信第71号4月1日号～第73号1月1日号(7月1日号休刊)発行しました

### 貸借対照表（令和4年3月31日）

借 方		貸 方	
現 金	108,292	繰 越 金	1,971,683
普 通 預 金	1,060,270		
定 期 預 金	803,121		
計	1,971,683	計	1,971,683

## 正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>【経常増減の部】</b>			
<b>1. 経常収益</b>			
<b>受取会費</b>	<b>1,274,000</b>	<b>1,226,000</b>	<b>48,000</b>
団体受取会費	460,000	430,000	30,000
理事会受取会費	0	0	0
正会員受取会費	288,000	266,000	22,000
賛助会員受取会費	526,000	530,000	-4,000
<b>事業収益</b>	<b>2,072,970</b>	<b>703,000</b>	<b>1,369,970</b>
懇親会収益	0	0	0
会員研修費収益	347,000	703,000	-356,000
秋の文化祭収益	703,260	0	703,260
新春文化の祭典	314,710	0	314,710
賀詞交歓会収益	708,000	0	708,000
さくらまつり収益	0	0	0
春の文化祭収益	0	0	0
<b>雑収益</b>	<b>396,021</b>	<b>221,125</b>	<b>174,896</b>
公告料収益	150,000	35,000	115,000
寄付金収入	246,000	153,000	93,000
雑収益	21	33,125	-33,104
<b>経常収益計</b>	<b>3,742,991</b>	<b>2,150,125</b>	<b>1,592,866</b>
<b>2. 経常費用</b>			
<b>事業費</b>	<b>3,277,074</b>	<b>1,532,169</b>	<b>1,744,905</b>
印刷製本費	495,160	461,606	33,554
渉外費	184,288	155,310	28,978
慶弔費	0	10,000	-10,000
さくらまつり事業費	15,000	0	15,000
懇親会費	0	0	0
秋の文化祭事業費	1,029,334	0	1,029,334

会員研修費	340,915	671,680	-330,765
賀詞交歓会費	690,300	0	690,300
春の文化祭事業費	50,000	65,000	-15,000
広報費	94,220	77,000	17,220
新春文化の祭典	367,857	8,070	359,787
支援団体等連絡協議会費	0	0	0
企画運営委員会費	10,000	83,503	-73,503
<b>管理費</b>	<b>447,052</b>	<b>596,619</b>	<b>-149,567</b>
会議費	50,876	72,928	-22,052
消耗品費	38,220	62,800	-24,580
通信運搬費	46,536	59,082	-12,546
総会費	85,563	65,538	20,025
活動費	219,942	221,331	-1,389
雑費	5,915	114,940	-109,025
<b>経常費用計</b>	<b>3,724,126</b>	<b>2,128,788</b>	<b>1,595,338</b>
評価損益調整前当期経常増減額	18,865	21,337	-2,472
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>18,865</b>	<b>21,337</b>	<b>-2,472</b>
<b>【経常外増減の部】</b>			
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
税引前一般正味財産増減額	18,865	21,337	-2,472
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>18,865</b>	<b>21,337</b>	<b>-2,472</b>
一般正味財産期首残高	1,952,818	1,931,481	21,337
一般正味財産期末残高	1,971,683	1,952,818	18,865
<b>Ⅱ 正味財産期末残高</b>	<b>1,971,683</b>	<b>1,952,818</b>	<b>18,865</b>



## 正味財産増減計算書附属明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(一社)町田市文化協会

## &lt;収入の部&gt;

単位=円

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B)-(A)	備 考
会 費	1,080,000	1,274,000	194,000	
団 体	400,000	460,000	60,000	20,000円×22団体+入会金10,000円×2団体
正 会 員	280,000	288,000	8,000	
賛 助 会 員	400,000	526,000	126,000	100,000円×1人+30,000円×1人+15,000円×1人 +10,000円×28人+6,000円×4人+5,000円×15人 +2,000円×1人
事 業 収 入	3,200,000	2,072,970	-1,127,030	研修・新春文化・文化祭(春・秋)・賀詞交歓会
広 告 料	100,000	150,000	50,000	文化祭プログラム・町田の文化など広告
寄 付 金 収 入	100,000	246,000	146,000	100,000円×1件+10,000円×11件+6,000円×1件 +5,000円×6件
雑 収 入	50,000	21	-49,979	利息他
収 入 合 計	4,530,000	3,742,991	-787,009	
前 年 度 繰 越 金	1,671,481	1,952,818	281,337	預金・通帳
合 計	6,201,481	5,695,809	-505,672	

## &lt;支出の部&gt;

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備 考
事 業 費	3,200,000	2,493,406	706,594	
さくらまつり	-	15,000	-15,000	テント 5,000円×3はり
懇 親 会	250,000	0	250,000	
町田市民文化祭秋	1,200,000	1,029,334	170,666	町田市民文化祭
町田市民文化祭春	50,000	50,000	0	市美展
会 員 研 修 費	300,000	340,915	-40,915	江戸文化の伝統を楽しむ会
新 春 文 化 の 祭 典	400,000	367,857	32,143	
賀 詞 交 歓 会	800,000	690,300	109,700	
そ の 他	200,000	-	200,000	
管 理 費	690,000	579,916	110,084	
慶 弔 費	50,000	0	50,000	
交 通 ・ 通 信 費	60,000	46,536	13,464	郵送料・駐車場代他
印 刷 費	500,000	495,160	4,840	文協通信・町田の文化他
消 耗 品 費	80,000	38,220	41,780	文具・インク・用紙他
保 険 料	-	-	-	
運 営 費	620,000	644,889	-24,889	
渉 外 費	150,000	184,288	-34,288	各他団体打合せ他
広 報 費	100,000	94,220	5,780	ホームページ管理費他
総 会 費	70,000	85,563	-15,563	資料作成・郵送料他
活 動 費	200,000	219,942	-19,942	各活動補助・理事会・役員会
諸 会 議 費	50,000	50,876	-876	各委員会準備他
企 画 運 営 委 員 会	50,000	10,000	40,000	
雑 費	150,000	5,915	144,085	
支 出 合 計	4,660,000	3,724,126	935,874	
次 年 度 繰 越 金	1,541,481	1,971,683	-430,202	
合 計	6,201,481	5,695,809	505,672	

# 監査報告書

令和4年5月13日

一般社団法人町田市文化協会  
会長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子

監事 平 野 清

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の職務執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

## 第2号議案

### (一社) 町田市文化協会 令和4年度事業計画 (案)

#### 1. 2022 町田さくらまつりへの参加

開催期間 令和4年4月2日(土)~3日(日) 於：尾根緑道

舞台：町田市舞踊連合会、東京都町田市フラ協会、ナベ音楽協会

展示：町田市美術協会、(一社) 町田市文化協会本部

#### 2. 令和4年度定時総会

日 時 令和4年6月12日(日) 10時半~

会 場 レンブラントホテル東京町田

議 事

報告事項： 1. 令和3年度事業報告の件

決議事項： 第1号議案 令和3年度 決算承認の件

： 第2号議案 令和4年度 事業計画案及び予算案承認の件

： 第3号議案 理事選任の件

#### 3. 令和4年度町田市民文化祭

##### (1) 秋の催し

期 日	令和4年6月18日(土)~19日(日)	町田市文化交流センター
	10月1日(土)・2日(日)	まほろ座 MACHIDA
	10月4日(火)~11日(火)	和光大学ポプリホール鶴川
	10月9日(日)・16日(日)	町田市文化交流センター
	10月12日(水)~16日(日)	町田市立国際版画美術館

主 催 一般社団法人 町田市文化協会 事業主催 各団体

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

後 援 町田市、町田商工会議所、町田市社会福祉協議会

協 力 町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

##### (2) 春の催し 第48回市民美術展 於：町田市立国際版画美術館

期 日 令和5年2月25日(土)~3月5日(日)

主 催 一般社団法人 町田市文化協会

事業主催 町田市書道連盟、町田市美術協会

共 催 町田市

後 援 町田商工会議所、町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

#### 4. 臨時総会 令和4年12月12日(月)

#### 5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2023

於：和光大学ポプリホール鶴川

期 日 令和5年1月7日(土)~9日(月・祝)

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

#### 6. 会員研修会 令和4年6月12日 「落語文化に親しむ会」

#### 7. 会報「町田の文化」第30号発行 6月

#### 8. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行

#### 9. 理事会・運営委員会・実行委員会等を必要に応じて開催する

#### 10. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

## 令和4年度収支予算(案)

(一社)町田市文化協会

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### ＜収入の部＞

単位=円

項 目	令和3年度予算	令和4年度予算	備 考
会 費	1,080,000	1,240,000	
団 体	400,000	460,000	20,000×23団体
正 会 員	280,000	280,000	5,000×20名 3,000×60名
賛 助 会 員	400,000	500,000	
事 業 収 入	3,200,000	3,300,000	さくらまつり=10万・懇親会=25万・文化祭秋=120万・会員研修=30万・新春文化=40万・賀詞交歓=80万・他=25万
寄 付 金 収 入	100,000	200,000	
広 告 料	100,000	100,000	
雑 収 入	50,000	50,000	
収 入 合 計	4,530,000	4,890,000	
前 年 度 繰 越 金	1,671,481	1,541,481	
合 計	6,201,481	6,431,481	

### ＜支出の部＞

項 目	令和3年度予算	令和4年度予算	備 考
行 事 費	3,200,000	3,300,000	
さくらまつり	-	100,000	
懇 親 会	250,000	250,000	
町田市民文化祭秋	1,200,000	1,200,000	
町田市民文化祭春	50,000	50,000	市美展
会 員 研 修 費	300,000	300,000	
新 春 文 化 の 祭 典	400,000	400,000	
賀 詞 交 歓 会	800,000	800,000	
そ の 他	200,000	200,000	市関係からの依頼の行事他
管 理 費	690,000	730,000	
慶 弔 費	50,000	50,000	
交 通 ・ 通 信 費	60,000	50,000	郵送料他
印 刷 費	500,000	550,000	文協通信・町田の文化他
消 耗 品 費	80,000	80,000	
保 険 料	-	-	
運 営 費	620,000	730,000	
渉 外 費	150,000	200,000	
広 報 費	100,000	100,000	ホームページ管理料他
総 会 費	70,000	80,000	資料作成他
活 動 費	200,000	200,000	各委員会必要経費・手当他
諸 会 議 費	50,000	100,000	
企 画 運 営 委 員 会	50,000	50,000	他団体・文化議連との協議・事業計画他
雑 費	150,000	150,000	法人関係の必要経費他
支 出 合 計	4,660,000	4,910,000	
次 年 度 繰 越 金	1,541,481	1,521,481	
合 計	6,201,481	6,431,481	

### 第3号議案 理事選任の件

理事全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、次のとおり理事を選任いたしたく存じます。

	候補者	区分
理事	小日向 佳子	重任
	三竹 和行	重任
	加瀬 友一	重任
	館山 はるみ	重任
	岡野 美紀子	重任
	鈴木 京子	重任
	竹井 敏夫	新任
	大谷 光雄	新任
	飯田 俊孝	新任
	池田 博一	重任
	黒崎 聡史	重任

# 一般社団法人町田市文化協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

### (主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

### (会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。



(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事・・・3名以上20名以内
- (2) 監事・・・2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期的に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曾西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。



## 一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

**第1条** この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

**第2条** 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

**第3条** 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者5,000円、その他の正会員3,000円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口2,000円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口5,000円（口数は任意とする。）

**第4条** 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

**第5条** 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

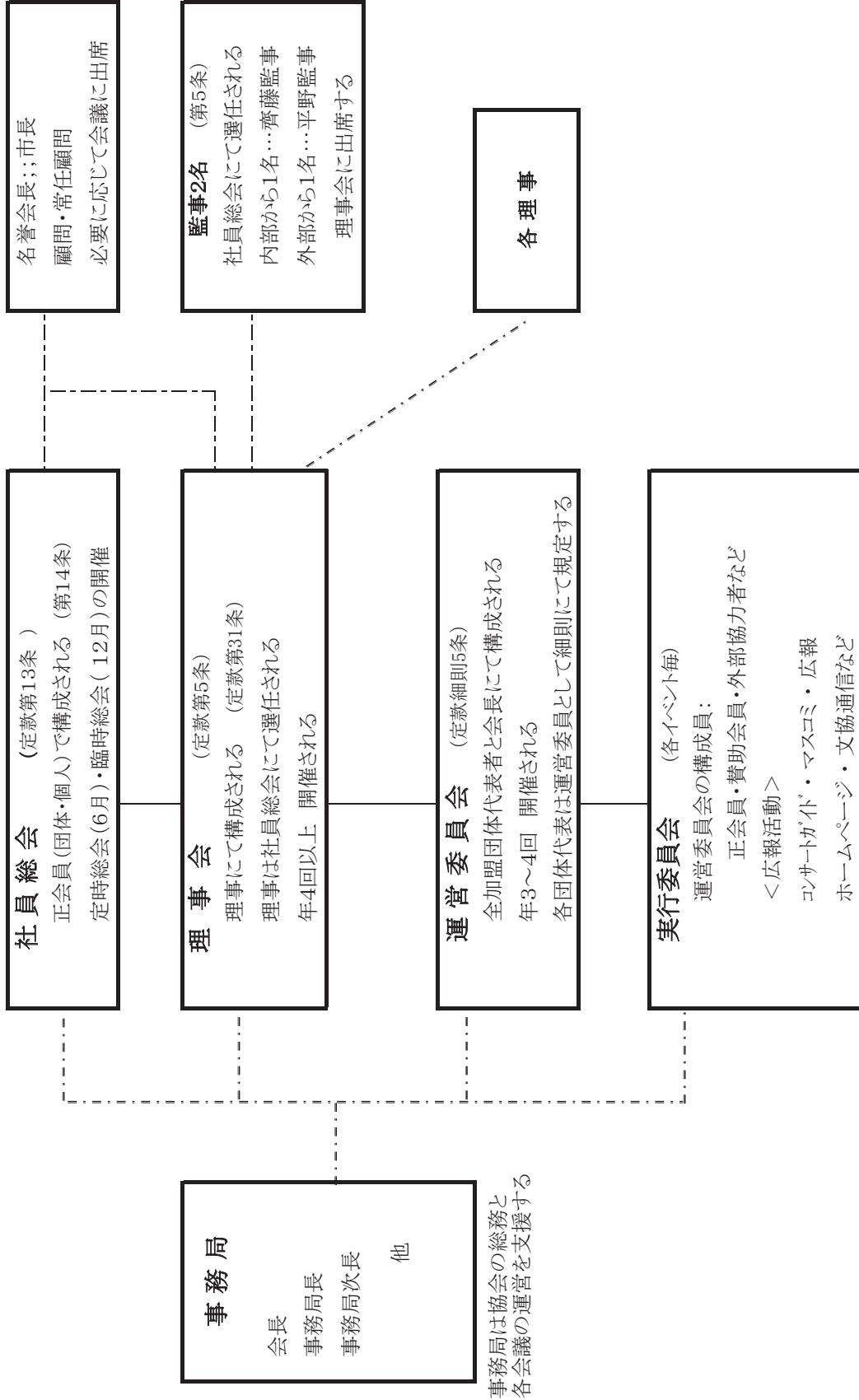
**第6条** この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。



(一社)町田市文化協会 組織図



\* 定款第20条;; 現役員メンバーを中心に、理事として20名以内で登記する

\* 定款第21条;; 理事・監事は定時社員総会の決議によって選任する

会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める

一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

[machida.bunka@gmail.com](mailto:machida.bunka@gmail.com)